

■ 長期優良住宅建築等計画の認定手数料

○認定の申請に対する審査

①新築住宅

	区分	単位	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)		
			認定申請	変更申請 構造又は設備	工事完了後の 変更申請 構造又は設備 ※2	変更申請 その他		
新築	確認書又は評価書※1 ただし(ウ)については確認書のみ	一戸建ての住宅	1戸	¥17,000	¥2,000	¥8,000	¥2,000	
		共同住宅、その他一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	1棟	¥28,000	¥11,000		¥17,000
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	1棟	¥42,000	¥19,000		¥25,000
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	1棟	¥68,000	¥33,000		¥39,000
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	1棟	¥108,000	¥54,000		¥60,000
			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	1棟	¥165,000	¥87,000		¥93,000
			1棟の戸数が100を超え200以下のもの	1棟	¥281,000	¥152,000		¥158,000
			1棟の戸数が200を超え300以下のもの	1棟	¥362,000	¥199,000		¥205,000
	1棟の戸数が300を超えるもの		1棟	¥418,000	¥234,000	¥240,000		
	その他	一戸建ての住宅	1戸	¥50,000	¥16,000	¥22,000		
		共同住宅、その他一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	1棟	¥86,000	¥40,000		¥46,000
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	1棟	¥155,000	¥75,000		¥81,000
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	1棟	¥302,000	¥150,000		¥156,000
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	1棟	¥531,000	¥266,000		¥272,000
			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	1棟	¥891,000	¥449,000		¥455,000
			1棟の戸数が100を超え200以下のもの	1棟	¥1,624,000	¥823,000		¥829,000
1棟の戸数が200を超え300以下のもの			1棟	¥2,290,000	¥1,163,000	¥1,169,000		
1棟の戸数が300を超えるもの	1棟		¥2,798,000	¥1,424,000	¥1,430,000			

※1：住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下、品確法）第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限り、ます。

※2：長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下、法）6条第1項の規定による認定を受け、法12条の規定による工事が終了した旨の報告が提出された住宅について、構造又は設備の変更を行う場合。

【法第6条第2項の規定による申出を伴う場合】

上記に定める額に、建築確認申請等手数料の規定に定める区分に応じ、それぞれに定める額を加算した額とします。

②既存住宅（増改築あり）

	区分	単位	(ア) 認定申請	(イ) 変更申請 構造又は設	(ウ) 工事完了後の 変更申請 構造又は設備 ※2	(エ) 変更申請 その他		
既存 (増改築あり)	確認書	一戸建ての住宅	1戸	¥23,000	¥3,000	¥9,000	¥3,000	
		共同住宅、そ の他一戸建て の住宅以外の 住宅	1棟の戸数が5以下 のもの	1棟	¥38,000	¥22,000		¥28,000
			1棟の戸数が5を超え 10以下のもの	1棟	¥60,000	¥34,000		¥40,000
			1棟の戸数が10を超 え25以下のもの	1棟	¥98,000	¥61,000		¥67,000
			1棟の戸数が25を超 え50以下のもの	1棟	¥156,000	¥104,000		¥110,000
			1棟の戸数が50を超 え100以下のもの	1棟	¥238,000	¥169,000		¥175,000
			1棟の戸数が100を超 え200以下のもの	1棟	¥405,000	¥292,000		¥298,000
			1棟の戸数が200を超 え300以下のもの	1棟	¥519,000	¥375,000		¥381,000
			1棟の戸数が300を超 えるもの	1棟	¥596,000	¥428,000		¥434,000
	その他	一戸建ての住宅	1戸	¥73,000	¥24,000	¥30,000		
		共同住宅、そ の他一戸建て の住宅以外の 住宅	1棟の戸数が5以下 のもの	1棟	¥144,000	¥69,000		¥75,000
			1棟の戸数が5を超え 10以下のもの	1棟	¥230,000	¥112,000		¥118,000
			1棟の戸数が10を超 え25以下のもの	1棟	¥449,000	¥223,000		¥229,000
			1棟の戸数が25を超 え50以下のもの	1棟	¥790,000	¥395,000		¥401,000
			1棟の戸数が50を超 え100以下のもの	1棟	¥1,326,000	¥667,000		¥673,000
			1棟の戸数が100を超 え200以下のもの	1棟	¥2,420,000	¥1,221,000		¥1,227,000
			1棟の戸数が200を超 え300以下のもの	1棟	¥3,411,000	¥1,723,000		¥1,729,000
			1棟の戸数が300を超 えるもの	1棟	¥4,166,000	¥2,108,000		¥2,114,000

③既存住宅（増改築なし）

	区分	単位	(ア)	(イ)	(ウ)		
			認定申請	変更申請 構造又は設備	変更申請 その他		
既存 (増改築なし)	確認書	一戸建ての住宅	1戸	¥23,000	¥9,000	¥3,000	
		共同住宅、その他一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	1棟	¥38,000		¥28,000
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	1棟	¥60,000		¥40,000
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	1棟	¥98,000		¥67,000
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	1棟	¥156,000		¥110,000
			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	1棟	¥238,000		¥175,000
			1棟の戸数が100を超え200以下のもの	1棟	¥405,000		¥298,000
			1棟の戸数が200を超え300以下のもの	1棟	¥519,000		¥381,000
			1棟の戸数が300を超えるもの	1棟	¥596,000		¥434,000
	その他	一戸建ての住宅	1戸	¥73,000	¥30,000		
		共同住宅、その他一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	1棟	¥144,000		¥75,000
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	1棟	¥230,000		¥118,000
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	1棟	¥449,000		¥229,000
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	1棟	¥790,000		¥401,000
			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	1棟	¥1,326,000		¥673,000
			1棟の戸数が100を超え200以下のもの	1棟	¥2,420,000		¥1,227,000
			1棟の戸数が200を超え300以下のもの	1棟	¥3,411,000		¥1,729,000
			1棟の戸数が300を超えるもの	1棟	¥4,166,000		¥2,114,000

④地位の承継、法 18 条による特例許可

(1) 法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	¥2,000
(2) 法第9条第3項の規定による区分所有住宅の管理者等が選任された場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	¥2,000
(3) 法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	¥2,000
(4) 法第18条の規定による容積率の特例の許可の申請に対する審査	¥160,000